

(1) 発生源対策の実施状況

ア 廃棄物焼却施設に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法で定められている特定事業場は、県域内に187事業場（平成16年3月末現在）あり、これらの特定事業場を対象に計画的に立入検査等を行っています。

平成15年度監視指導状況（届出事業場数は、平成16年3月末現在）

	届出事業場数	立入検査件数	文書による指導件数	測定分析件数
特定事業場*	187	126	1	11
大気規制基準適用事業場	151	102	1	11
水質規制基準適用事業場	36	24	0	0

(*：横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市の区域を除く)

イ 廃棄物焼却施設の改善状況

既存の市町村等が設置する一般廃棄物焼却施設や、民間事業者が設置する産業廃棄物焼却は、平成14年12月から適用されたダイオキシン法や廃棄物処理法に基づく恒久対策基準（→29ページ）に適合させるため、バグフィルター等の高度な排ガス処理設備を設置するなどの対策を行いました。

こうした取組の結果、現在稼働している廃棄物焼却施設は、すべて恒久対策基準に適合しています。

ウ 河川調査結果を踏まえて行った周辺環境確認調査

平成12年度に実施した緊急河川調査において水質環境基準値を超えた地点の流域等で、周辺環境への影響を確認する調査を行いました。（→25～26ページ）

図7 調査地点



エ ダイオキシン法に基づく自主測定

ダイオキシン法第28条第1項から第3項の規定に基づき、廃棄物焼却施設等の設置者は、設置した施設の排出ガス等のダイオキシン類濃度を毎年1回以上自主測定し、その結果を知事（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市にあっては市長）に報告することとされています。また、知事は、同条第4項の規定に基づき、報告を受けた測定結果を公表することとされています。平成15年度に報告された自主測定結果の概要は次のとおりです。

- 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に、ダイオキシン類の特定施設を設置していた224の事業者のうち、129の事業者から報告がありました。
- 排出ガスについては、0～13ng-TEQ/m³N、排水については、0.00080～0.52pg-TEQ/L、ばいじん及び焼却灰については、0～22ng-TEQ/gの範囲でした。
- 排出等の基準（→29ページ）の適合状況としては、「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」の処分基準の新設の基準値3ng-TEQ/gを超えたものが14件あったため、ばいじんの管理、処分方法の改善指導を行いました。
- 未報告の事業者に対しては、引き続き、立入検査の実施などを通じて報告するよう求めています。
- また、法施行時にすでに設置されていた施設については、平成14年12月1日以降、排出ガスの排出基準及び「ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻」の処分基準が、また、平成15年1月15日以降、排水の排出基準が、それぞれ強化されました。これらの基準に適合しない施設については、基準に適合させるよう、指導を継続していきます。

なお、以上の自主測定の結果は、県の各地区行政センター環境部の窓口で、誰でも閲覧することができます。また、ダイオキシン法政令市である横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市においても、同様の公表をインターネット上でを行っています。（→アドレスは最終ページに掲載）

オ 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

国においては、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を制定しています。

一方、廃棄物処理法、ダイオキシン法、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「生活環境保全条例」と略します。）」では、廃棄物焼却施設の設置手続き及び構造・維持管理に関する基準を設けていますが、解体工事については特段の定めをしておりません。

こうしたことから、廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止することなどを目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を制定し、平成13年12月1日から施行しています。なお、保健所を設置する市（横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市）においても同様の条例、要綱等を制定しており、平成14年4月以降、県内全域でほぼ同様の取組が行われています。

カ 廃棄物処理の現状

一般廃棄物の排出量は、平成14年度で390万トンあり、再生利用された量は61万トンで、54万トンが最終処分されました。一般廃棄物は、事業所からのごみが増加していることなどから、人口の増加を上回って増えていますが、再生利用が進んだため、最終処分量は昭和62年度に比べると約28%減少しています。

産業廃棄物の排出量は、平成10年度で1,845万トンあり、再生利用された量は670万トンで、217万トンが最終処分されました。産業廃棄物については、排出量が昭和62年度から20%減少してきた中で、再生利用・減量化の割合は同水準で維持され、最終処分量は40%減少しています。

【排出量等の推移】

(量：万トン)

一般廃棄物	排出量	昭和62年度			平成5年度			平成10年度			平成14年度		
		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
	307	100%	100	353	100%	115	374	100%	122	390	100%	127	
	再生利用量	16	5%	100	31	9%	194	47	13%	294	61	16%	381
	減量化量	216	70%	100	249	70%	115	266	71%	123	275	70%	127
	最終処分量	75	25%	100	73	21%	97	61	16%	81	54	14%	72

(量：万トン)

産業廃棄物	排出量	昭和62年度			平成5年度			平成10年度		
		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数	
	2,299	100%	100	2,040	100%	89	1,845	100%	80	
	再生利用量	854	37%	100	707	35%	83	670	36%	78
	減量化量	1,085	47%	100	1,086	53%	100	958	52%	88
	最終処分量	360	16%	100	247	12%	69	217	12%	60

出典：神奈川県廃棄物処理計画（平成14年3月策定）
平成14年度神奈川県廃棄物処理事業の概要

キ 廃棄物問題の今後の対策の方向性

これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに物質的な「豊かさ」や「便利さ」をもたらす一方で、資源やエネルギーを消費し、地球規模を含めて、様々な環境問題を引き起こしています。とりわけ、廃棄物に関する問題は、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量の逼迫、後を絶たない不法投棄など、私たちにとって身近で、しかも大きな課題となっています。

こうした問題を解決していくため、県では、「廃棄物県内処理100%」を基本目標に掲げ、第一に廃棄物の排出抑制の推進、次に再利用、再生利用の推進、そして、最後に残った廃棄物を適正に処理することを基本に諸対策を進めることにしています。

県ではこうした道筋を具体的に示し、廃棄物問題に対するさまざまな課題に対応するため、平成14年3月に一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする「廃棄物処理計画」を策定しました。なお、廃棄物処理計画は、社会経済環境の変化等に対応するため、事業計画を中心とした改訂作業を行っています。（平成17年3月改訂予定）

■ 廃棄物処理計画の概要 ■

○ 計画の対象等

一般廃棄物と産業廃棄物を対象とする廃棄物に関する総合的な計画で、平成27年度を展望した施策の方向を定めるとともに、平成14～18年度までの事業計画を定めています。

○ 計画目標

廃棄物県内処理100%を基本目標とし、その実現に向けて、排出量、再生利用量、最終処分量等の目標や、事業目標（①海洋投入処分原則ゼロ、②未処理埋立処分原則ゼロ、③PCB廃棄物の100%処理）を設定しています。

○ 計画目標を達成するための8つの施策

- 排出抑制の推進
- 循環的利用の推進
- 各リサイクル法の推進
- 安全・安心な廃棄物処理体制の整備
- 不適正処理の防止
- し尿処理対策の推進
- 環境関連技術の研究、開発の推進と環境産業の振興
- 県民、事業者との協働

※廃棄物処理計画は、廃棄物対策課や県ホームページ等でご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/haikibututaisaku/syorikeikaku/index.htm>